

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び
京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について
(第2次答申案)

令和6年 月

京都府環境審議会

1 はじめに

六価クロム化合物について、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく特定事業場に係る排水基準、地下浸透基準が強化されることとなり、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。）及び「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第 39 号）の改正については、令和 6 年 4 月 1 日付けで施行される予定である。

こうした国における基準の見直しとの整合を図るため、法の一律基準に代えて適用する排水基準（いわゆる上乗せ基準）を定めている「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（昭和 50 年京都府条例第 33 号。以下「上乗せ条例」という。）及びいわゆる横出し規制対象事業場に対する排水基準や事業場の敷地全体への地下浸透基準を定めている「京都府環境を守り育てる条例施行規則」（平成 8 年京都府規則第 5 号。以下「施行規則」という。）の見直しについて検討する必要がある。

令和 5 年 7 月 19 日付けで、京都府知事から本審議会に上乗せ条例及び施行規則の一部改正について諮問を受け、本審議会として環境管理部会に付議して審議を重ねてきたところである。

上乗せ条例の改正については、審議結果を令和 6 年 1 月に第 1 次答申として取りまとめたところであり、施行規則の改正について、審議結果を第 2 次答申として取りまとめた。

京都府において、本答申を踏まえ、速やかに施行規則を改正されることを期待する。

2 施行規則改正について

（1）法対象外事業場に対する排水基準

法に基づく特定事業場に係る六価クロム化合物の排水基準が強化され、施行規則で定める排水基準よりも厳しい基準となったことから、施行規則において六価クロム化合物の排水基準を国の新基準と同じ値に引き下げることが妥当である。（施行規則 別表第 4 の 4 の（その 1）関係）

併せて、電気めっき業に属する特定事業場に対する暫定排水基準などの経過措置が省令において設けられたことを踏まえ、施行規則においても経過措置を設けることが妥当である。

<排水基準の内容>

	現 行	改正後
施行規則の排水基準値	0.25、0.4 又は 0.5mg/L	➡ 0.2mg/L
（参考）省令の排水基準値	0.5mg/L	➡ 0.2mg/L

（2）汚水の地下浸透基準

法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の地下浸透基準が強化され、施行規則で定める六価クロムを含む全クロムの地下浸透基準よりも厳しい基準となったことから、全クロムの地下浸透基準はそのままとし、国の新基準と同じ六価クロムの地下浸透基準を新たに追加することが妥当である。（施行規則 別表第 5 関係）

<地下浸透基準の内容>

	現 行	改正後
施行規則の地下浸透基準値	全クロム 0.02mg/L	全クロム 0.02 mg/L
		六価クロム 0.01 mg/L
(参考) 省令の地下浸透基準値	六価クロム 0.04mg/L	六価クロム 0.01mg/L

(3) その他の改正

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(令和6年環境省令第4号)が公布され、法に基づく排水基準の規制項目のうち、簡便な大腸菌の培養技術の確立を踏まえ、大腸菌群数が大腸菌数へと見直されることとなった(令和7年4月施行)ことから、施行規則で定める排水基準の規制項目においても大腸菌群数から大腸菌数に変更することが妥当である。(施行規則 別表第4の4の(その2)関係)

<排水基準の内容>

	現 行	改正後
施行規則の排水基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	大腸菌数 800 CFU/mL
(参考) 省令の排水基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	大腸菌数 800 CFU/mL